

論点整理

(IP網への移行後における音声接続料の在り方)

令和3年1月

背景 音声通信に係る接続ルール

論点1 IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料

論点2 その他の音声通信網に係る接続ルール上の課題

- (1) 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
- (2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題

接続ルールの基本的枠組み

- 現在の接続ルールにおいては、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に対し、原則として、その設置する電気通信回線設備に対する他の電気通信事業者からの接続の請求に応じなければならないこととしつつ、接続に関し、当事者が取得する金額(以下「接続料」という。)及び接続条件については、当事者である事業者間の協議により定めることを基本としている。その上で、当事者間の協議が不調になった場合等には、電気通信紛争処理委員会によるあっせん若しくは仲裁又は総務大臣による裁定といった紛争処理スキームを活用できるとされている。
- このような基本的な枠組みに加えて、一定の規模を超える設備を設置していることから接続協議において優位な立場にある事業者については、他事業者による当該設備への円滑な接続を通じて利用者利益を増進させ、公正かつ有効な競争を促進させるため、追加的な接続規制が課されている。

第一種指定電気通信設備制度

- 具体的には、固定系の加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備については、当該設備との接続が他事業者のサービス提供に不可欠であり、適用される接続料や接続条件が我が国の電気通信サービスの料金水準やサービス品質全体に影響を及ぼすものであること、また、当該設備を設置する事業者は、接続協議において圧倒的に優位な立場に立ち得るため、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する観点から、一種指定設備制度を定めている。
- 一種指定設備制度の下、1997年に日本電信電話株式会社の設置する固定端末系伝送路設備等が指定電気通信設備（現在の第一種指定電気通信設備）として指定され、1999年に、同社再編に伴い、NTT東日本・西日本が指定電気通信設備の設置者としての地位を承継し、その後、NTT東日本・西日本が設置する固定端末系伝送路設備等が改めて指定され、現在に至っている。
- NTT東日本・西日本が加入電話を提供する公衆交換電話網(PSTN)の接続料については、一種指定設備制度に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして、制度導入当初は、実績原価方式により、接続会計で整理された設備の管理運営に実際に要した費用を基礎として算定することとされていた。その後、2000年度から、接続料原価の算定において実績原価方式では除外できない非効率性を除外して適正に費用を算定できるように、高度で新しい電気通信技術の導入によって電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に係る接続料の算定方式として、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定することとされている。他方、NTT東日本・西日本がひかり電話を提供する次世代ネットワーク(NGN)の接続料については、NGNの導入当初においてNTT東日本・西日本のNGNに対する設備投資のインセンティブを失わせることがないようにする観点から、LRIC方式ではなく実際費用方式により算定することとされていた(具体的に、現在は、将来原価方式により算定されている)。

第二種指定電気通信設備制度

- また、移動体通信市場においては、電波の有限性等により寡占的な市場が形成される中、相対的に多数の移動端末設備を収容する設備を設置する移動体通信事業者は他事業者との接続協議において強い交渉力を有し、その優位性を背景として競争を阻害するおそれがあることから、他の事業者が当該設備に円滑・公平に接続してサービス提供を行うことができるよう、二種指定設備制度を定めている。
- 同制度の下、二種指定事業者の音声通信サービスの接続料については、2010年に策定された二種指定ガイドラインにより、実績原価方式による接続料算定方法が整備されるとともに、その適正性の検証のため、算定根拠の総務大臣への提出が規定された。また、同年に行われた電気通信事業法の改正により、接続会計の整理・公表義務が導入された。その後、2015年の電気通信事業法の改正を受けた2016年の第二種指定電気通信設備接続料規則の制定及び電気通信事業法施行規則の改正により、接続料の算定方法及び接続料の算定根拠提出の省令化が図られている。

検討の基本的な視点

- NTT東日本・西日本のPSTNのIP網への移行により、PSTNによる音声伝送は廃止され、NTT東日本・西日本の現在の加入電話はメタルIP電話としてNGNの機能を活用して提供されることとなる。また、NTT東日本・西日本のPSTNのハブ機能も廃止され、各事業者は原則として東京及び大阪にある2か所のPOビルにおいて直接接続を行うこととなる。
- このようなNTT東日本・西日本のPSTNのIP網への移行に伴い、音声通信網における接続ルールについて、これまでの基本的な考え方を踏襲しつつ、移行後及び移行期間中(加入電話)における在り方について検討を行うことが必要ではないか。その際には、ネットワーク構成や接続形態の変化等を踏まえ、ルール見直しの必要性やその緊急性、また、ルール見直しによる政策的意義や効果と関係者において新たに生じるコスト等について検証の上、検討を行うことが必要ではないか。
- 特に、一部答申では、「中間とりまとめ」という位置付けで着信接続料(音声通信の着信に係る接続料)規制について検討を行っていくことを提言したが、この点についても、一部答申のとりまとめに当たって実施した意見募集における提出意見も踏まえ、具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、解決が必要な課題を改めて整理するとともに、対応策について検討を行うことが必要ではないか。

背景 音声通信に係る接続ルール

論点1 I P網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料

論点2 その他の音声通信網に係る接続ルール上の課題

- (1) 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
- (2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題

(1)IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料

- NTT東日本・西日本のPSTNのIP網への移行により、加入者回線の形態に変化はないが、PSTNによる音声伝送は廃止され、NTT東日本・西日本の加入電話はメタルIP電話としてNGNの機能を活用して提供されることとなる。
- したがって、上記の設備構成の変化等も踏まえ、一種指定設備制度の下で、IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の算定の考え方と算定方法を検討する必要がある。
- なお、PSTNのIP網への移行完了は2025年1月の予定であるが、2023年1月からは加入電話への着信に係る接続ルートの切替えが開始される予定であり、これに伴い、IP網への移行過程における加入電話の音声接続料については2021年度中に結論を得る必要がある。IP網への移行過程における加入電話の音声接続料に係る検討は、移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の考え方・算定方法の結論を得た後に行うことが適当であることから、移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の算定の考え方と算定方法については速やかに結論を得る必要がある。

メタルIP電話とひかり電話の接続料

接続料の考え方

- IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一接続料として算定すべきか。

<主な意見>

- **メタルIP電話とひかり電話の接続料は、同一接続料として算定すべき。**
 - IP網への移行後は同一のコア網を共有し同じPOIで接続することから、同一接続料として算定すべき。【KDDI、ソフトバンク】
 - 接続料精算の負荷軽減や事業者間協議の負荷軽減の観点から、同一接続料として算定すべき。【KDDI、ソフトバンク】
 - 別々の接続料とする場合、メタルIP電話がひかり電話に巻き取られていくことを考慮すると、メタルIP電話の接続料が大幅に上昇することが懸念される。その場合、利用者から見てメタルIP電話着とひかり電話着の区別がつかないにもかかわらず、メタルIP電話着の通話料金の値上げといった検討も必要となる可能性がある。【ソフトバンク】
- **メタルIP電話とひかり電話の接続料は、着信接続料に係るルールに準じて取り扱うべき。**
 - メタルIP電話とひかり電話の接続料については、全事業者を対象とした着信接続料に係るルールに準じて取り扱うことが適当。【NTT東日本・西日本、NTTドコモ】

メタルIP電話とひかり電話の接続料

接続料の考え方

- IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一接続料として算定すべきか。

<主な意見>

- **現状の事業者間の不公平の背景には、加入電話とひかり電話の接続料格差にあり、IP網移行は、その見直しの一つのきっかけとなる。**
 - 現状の事業者間協議の不調は、加入電話とひかり電話で接続料格差があり、双方の事業者が自分に有利な方を主張することが背景にあると思う。IP網移行に伴い、メタルIP電話とひかり電話の設備区別がなくなることから、見直しの一つの機運が来ているのではないかと思う。【関口委員】
- **どのようにメタルIP電話をひかり電話に巻き取っていくのかも含めて考えるのがよいのではないか。**
 - メタルIP電話とひかり電話の接続料の問題については、メタルIP電話は将来的にはなくなっているはずなので、どのようにひかり電話に巻き取っていくのかも含めて考えていくのがよいのではないか。【森川委員】
- **メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかという論点に加え、NTT東日本・NTT西日本の接続料を均一にするかという論点もある。**
 - 現状、固定電話についてはNTT東日本・NTT西日本で均一接続料としている。メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかという論点に加え、東西均一接続料をメタルIP電話以降も維持するのかという論点もある。【相田主査】

(2)接続料の考え方

- 現在、加入電話とひかり電話は、各々異なる網(加入電話はPSTN、ひかり電話はNGN)で異なる設備構成により提供されており、これらの接続料の原価は、一種指定設備制度の下、加入電話についてはLRIC方式、ひかり電話については将来原価方式により各々個別に算定されている。
- IP網へ移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル収容装置と収容ルータを通じていずれもNGNに収容され、他事業者と接続するPOIも同一となる等、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有することとなる。また、メタルIP電話とひかり電話はいずれも0AB-J番号の指定を受けており、機能や料金等の一部に差異があるものの、両電話は類似した品質で提供される。
- こうした中、関係事業者からは、上記のIP網への移行に伴う網及び設備構成の変化、提供品質等の観点に加え、接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観点からも、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一接続料として算定することが適当との意見が多く寄せられた。
- これらの点を踏まえると、IP網への移行後、一種指定制度の下で、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一接続料として算定することが適当ではないか。

メタルIP電話とひかり電話の接続料

接続料の算定方法等

- メタルIP電話とひかり電話の接続料に適用すべきと考える具体の算定方式・適用範囲。

<主な意見>

- **効率化のインセンティブを働かせるためLRIC方式を適用すべき。**
 - 固定市場において圧倒的な市場シェアを持つNTT東日本・西日本に対しては、効率化のインセンティブを働かせるためにLRIC方式を適用し、一層の接続料低廉化を図る必要がある。【KDDI】
- **各装置について今後のコスト見通しを踏まえて算定方法を検討すべき。**
 - 原価全体の大半を占めるメタル収容装置及び変換装置については、コストが十分に低廉化していく見込みがあれば実際費用方式も考えられるが、低廉化が見込まれないようであればLRIC方式の導入を検討すべき。【ソフトバンク】
 - その他のルータや制御装置については、継続的に十分なコスト低廉化が見込まれるのであれば実際費用方式でも問題ないが、今後、非効率性が疑われる場合や料金が上昇傾向となる場合はLRIC方式の適用も検討すべき。【ソフトバンク】
- **メタルIP電話とひかり電話の接続料は、着信接続料に係るルールに準じて取り扱うべき。**
 - メタルIP電話とひかり電話の接続料については、全事業者を対象とした着信接続料に係るルールに準じて取扱うことが適当。[再掲]【NTT東日本・西日本、NTTドコモ】

メタルIP電話とひかり電話の接続料 接続料の算定方法等

- メタルIP電話とひかり電話の接続料に適用すべきと考える具体の算定方式・適用範囲。

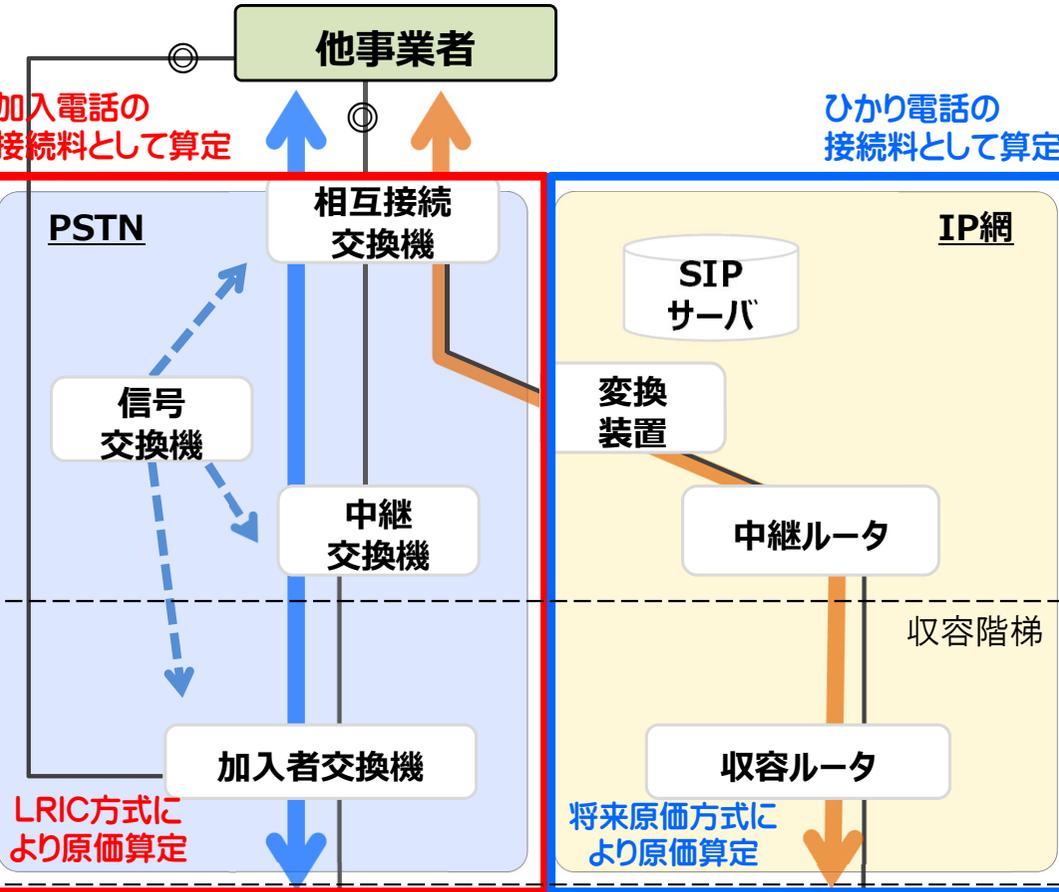
<主な意見>

- **メタル収容装置のコストをどのように扱うかに議論が集約される。**
 - メタルIP電話では、加入者交換機の一部をメタル収容装置として使うわけだが、メタルIP電話とひかり電話の接続料については、このメタル収容装置のコストをどのように扱うかに議論が集約されると思う。【関口委員】

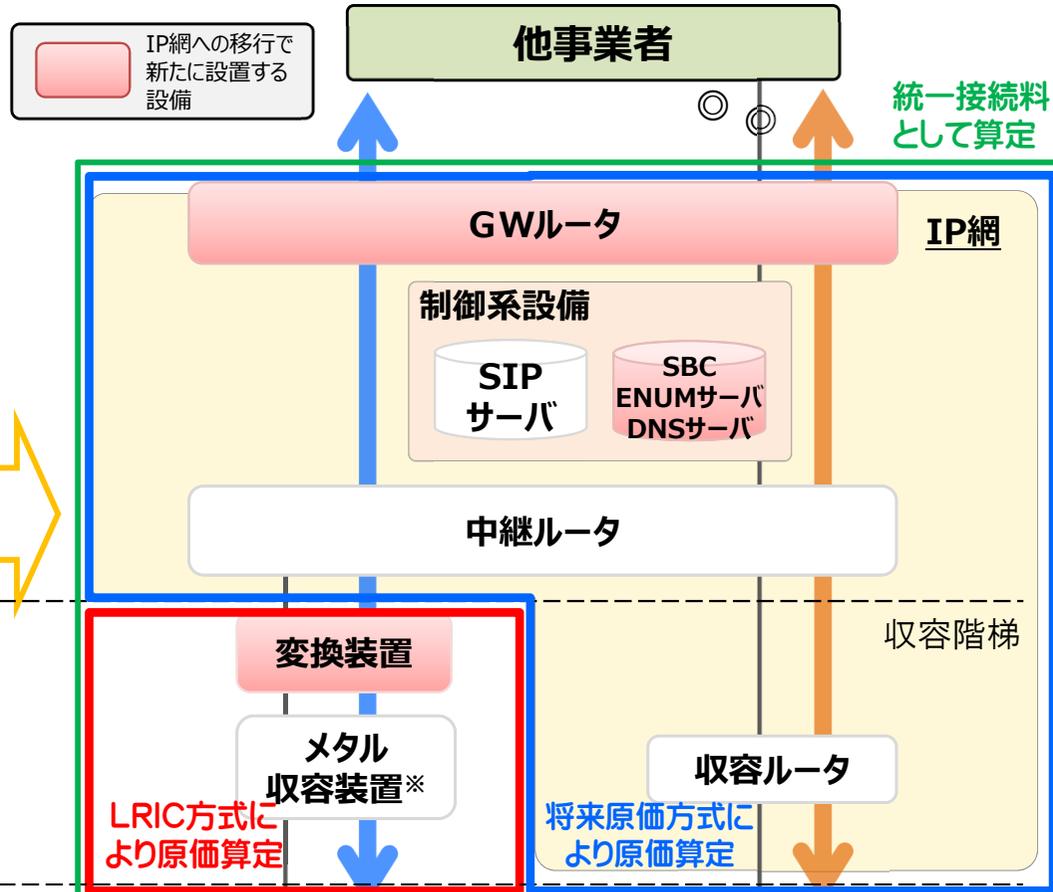
(3)接続料の算定方法

- IP網へ移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル收容装置と收容ルータを通じてNGNに收容され、中継ルータ、GWルータ、制御系設備等の設備が両電話で共用される。他方、メタル收容装置や変換装置、收容ルータ等、いずれかの電話の提供のみに使用される設備も存在する。
- このうち、メタルIP電話の提供に使用されるメタル收容装置は、PSTNの接続料原価の中で現在大きな割合を占めている加入者交換機が活用され、当該交換機中の回線收容機能を用いて提供される。
- 現在、加入電話の音声接続料は、過去の独占的なPSTNの提供に起因する非効率性を排除するため、LRIC方式で算定されている。今般、NTT東日本・西日本から、メタル收容装置及び同装置にあわせて收容局内に設置される変換装置の提供において非効率性が排除されることを示す明確な見通しが示されていないことも踏まえると、メタル收容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の收容に係る機能等の接続料原価算定には、これまで通り、現在PSTNの接続料算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当ではないか。
- 他方、NGNを用いて提供される機能部分については、NGN導入当初に、NGNの全国展開に向けたNTT東日本・西日本の設備投資のインセンティブを失わせないことに留意したことから、現在まで実際費用方式による接続料原価算定が行われている。
- IP網へ移行後は、NGNがメタルIP電話とひかり電話の双方を收容することとなり、NGNのアクセス回線(メタル回線及び光回線)と一体として設置される設備としての重要性及び基幹的役割は強まり、他事業者のNGNへの依存性も強まる。そのような中、NTT東日本・西日本がNGNの効率化努力を怠った場合には、実際費用方式により算定される接続料原価が、適正な水準から逸脱していく可能性も否定できない。
- このため、NGNを用いて提供される機能部分について、当面は現在のNGNの接続料原価算定に係る考え方を踏襲して実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要と考えられるのではないかと。その上で、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行うことも必要と考えられるのではないかと。

現在



IP網への移行後



※現在の加入者交換機を転用

背景 音声通信に係る接続ルール

論点1 IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料

論点2 その他の音声通信網に係る接続ルール上の課題

- (1) 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
- (2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題

- NTT東日本・西日本のPSTNのIP網への移行を契機として、音声通信網において、他に接続政策の観点から解決すべき課題はないか、検討を行うことが適当ではないか。
- ここで、電話などの音声通信において通話を行う場合、発信時及び途中でどのようなネットワークを経由しても、最終的には通話の着信を受ける利用者（以下「着信利用者」という。）がサービスの提供を受けている事業者（以下「着信事業者」という。）のネットワークを介さなければ当該着信者との通話が成立しないという特性を有している。
- このため、着信事業者の自網への着信呼を一つの市場として観念すると、当該市場は当該着信事業者が独占し、市場支配力を有していると考えることができる。
- 諸外国においては、この各着信事業者が市場支配力を有する自網の着信呼市場を「着信ボトルネック」と捉え、それにより各々の国・地域において生じている問題に対処するための制度的対応を設けている例がある。
- 我が国においては、音声通信網において、着信事業者が料金設定権を有している場合にユーザ料金が高止まりしていたり、着信事業者が接続料を設定する場合に一部事業者において当該接続料の設定に係る価格交渉が成立しないといった問題が指摘されており、これらの問題について、「着信ボトルネック」との関連性も含めて検討を行う必要があると考えられるのではないかと。

背景 音声通信に係る接続ルール

論点1 IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料

論点2 その他の音声通信網に係る接続ルール上の課題

- (1) 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
- (2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題

(1)着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題

ア 加入電話発-携帯電話着の料金設定権

- 料金設定権とは、複数の電気通信事業者が相互に接続して利用者に対してサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の電気通信事業者が、複数の電気通信役務を通算した「エンド・ツー・エンド」の利用者料金を設定し、利用者から利用者料金を徴収することができる権利を指すものである(この場合、当該特定の事業者は、他の事業者に対して、利用者料金収入の中から接続料を支払うことになる。)
- 現在、事業者間協議の結果、ほとんどの音声通信については、利用者が自らの積極的な選択の下で直接契約する発信事業者又は中継事業者が料金設定権を有している。他方、加入電話(ISDN電話を含む。)発-携帯電話着の通話については、一部を除き着信事業者である携帯電話事業者(具体的には、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの3社)が料金設定権を有しており、10年近くにわたりユーザ料金の高止まりが継続している(注:NTTドコモについては2012年に10円の値下げを行った一方、KDDIとソフトバンクはその際も値下げを行っていない。この結果、現在の料金はNTTドコモ:60円/3分、KDDI:90円/同、ソフトバンク:120円/同となっている)。
- このことにより、利用者は現在に至るまで、携帯電話着の通話について高止まったユーザ料金の支払いを余儀なくされている。また、こうした料金設定体系のため、利用者にとっては、自らが負担する料金をどの事業者が設定し、どの事業者を支払っているのか分かりにくい構造も続いている。
- この点については、従前から問題視されており、情報通信審議会では、これまで複数回に亘り、料金設定権について、事業者間競争の促進や利用者保護の観点から、事業者間協議を通じた状況改善を求めてきたが、いまだに問題が解決していない。

加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権

- 加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権についての考え方。

<主な意見>

- **加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権は発信事業者側に移行する。**
 - ユーザ利便の確保の観点から、加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権は発信事業者側が有することが望ましい。【NTT東日本・西日本】
 - 加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権は発信事業者側に移行することで問題ない。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク】
- **料金設定権の移行時期については、事業者間で協議している。**
 - これまでは、IP網への移行にあわせた料金設定権の移行を念頭に事業者間協議を実施してきた。料金設定権の移行時期の前倒しについては、システム改修やユーザ対応等に要する期間等も踏まえ、事業者間で協議を進めている。【NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク】

加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権

- 加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権についての考え方。

<主な意見>

- **速やかに料金設定権を移行し、利用者料金を下げる努力をして欲しい。**
 - 約10年間料金が高止まりしており、利用者に大きな負担をかけていることを考えると、速やかに料金設定権を移行し、利用者料金が下がる方向に手立てを打たないといけない。1年、2年と待たず、早急に、本気で料金を下げる努力をしてほしいと思う。【佐藤主査代理】
 - 加入電話発-携帯電話着の料金が高いために電話を控えようということは、消費者の生活の知恵のような形で浸透しており、このような問題は是正していただきたい。【西村真委員】
- **利用者料金が利用者の目に触れない形になっていることは問題。利用者にとってわかりやすい形にすべき。**
 - 利用者料金は、携帯電話事業者のHPでは調べづらく、NTT東日本・西日本のHPでは中継電話の案内となっている。このように、利用者料金が利用者の目に触れない形になっていることも問題。【西村真委員】
 - 料金設定権が移行した後、NTT東日本・西日本は、利用者へのわかりやすさの観点から、中継電話の扱いも含めて検討することが望ましい。【西村真委員】
- **発信者は、着信先の電話番号から着信事業者を判別することができない。**
 - 加入電話発-携帯電話着の通話では着信事業者により通話料金が異なるが、現在は番号ポータビリティが実施されているため、着信先の電話番号から着信事業者を判別することができない。【相田主査】
 - 加入電話の発信者が、どの携帯事業者に着信して通話料金がどれだけかかるか分からないまま電話をかけているということは、商取引として問題だと思う。【山下委員】

加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権

- 加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権についての考え方。

<主な意見>

- **料金設定権の移行に時間を要するのであれば、経過措置として、3社の料金を揃える等の対応をとるべき。**
 - 仮に料金設定権の移行に時間を要するのであれば、移行完了までの経過措置として、発信者が着信先の携帯電話事業者と設定料金を把握可能な仕組みを設ける、若しくは、3社の設定料金を揃える等の対応をとるべき。【山下委員】
- **総務省は、利用者料金が下がるという確証を得るため、制度的な取組を検討すべき。**
 - IP網への移行前後を問わず、発信側の設定する利用者料金が下がるという確証を得るため、モニタリング等を行うことが必要。競争の促進と利用者利益という目的の下で、制度も絡めて利用者料金が下がるということが今回の議論の最終着地点。総務省は、そこに向けた制度的な取組も検討すべき。【西村暢委員】

(1)着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題

イ 加入電話発-携帯電話着の料金設定権に係る課題の分析

- この問題は、着信事業者は、自網への着信呼市場において市場支配力を有するため、着信事業者が料金設定権を有している場合、ユーザ料金を引き下げるインセンティブが働きづらいことに原因があると考えられる(「着信ボトルネック」に起因する問題)。また、着信事業者はユーザ獲得の労を負っておらず、この点からも着信事業者にはユーザ料金を引き下げるインセンティブが働きづらいと考えられるのではないか。
- 音声通信網における公正な競争を促進する観点から見ると、この問題を解決するためには、着信呼市場において支配力を有する事業者(着信事業者)には料金設定権を認めず、ユーザ獲得競争を行っている発信事業者(や中継事業者)が料金を設定することが必要と考えられる。これにより、競争環境の中で料金の低廉化や多様化が進むものと期待できる。(仮定として、加入電話発携帯電話着の通話料金についてNTT東日本が料金設定を行い、その料金を同社が既に楽天モバイル着の通話に設定している料金と同額に据え置いたとしても、ソフトバンク着の通話は3分当たり120円から52.5円(30分通話した場合は1,200円が525円)と半額以下になる。)
- また、利用者利益を確保する観点から見ても、発信事業者(や中継事業者)が料金を設定することにより、利用者自身が直接契約する事業者から料金に関する情報を得ることが可能となり、利用者視点から見て透明性が向上すると期待できる。
- これらの点を踏まえると、事業者間協議により定めることが基本とされている料金設定権について、公正な競争を促進し、料金の低廉化を図ること、また、利用者利益の確保を図る観点から、加入電話発-携帯電話着の料金設定権については、着信事業者には認めないとするのが適当ではないか。

(1)着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題

ウ 今後の対応

- 既述のとおり、この問題については、これまで複数回に亘り事業者に対して見直しを求めてきたにもかかわらず、事業者間協議では問題が解決していないことを踏まえれば、加入電話発-携帯電話着の料金設定が着信事業者によって行われることがないようにするため、所要の制度的担保措置を講じることが必要ではないか。
- その際、現在問題が顕在化しているのは加入電話発-携帯電話着の通話の場合に限られるが、他の接続形態の通信においても、今後、仮に自網への着信呼市場において市場支配力を有する着信事業者が料金設定権を有すると同様の問題が生じるおそれがあるため、こうした点も見据えた検討が必要ではないか。
- 具体的には、一種指定事業者及び二種指定事業者が定める接続約款においては「料金設定権を有する事業者の別」を定めることとされているが、音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めない形とするべきではないか。
- また、接続約款を定めることが求められていないその他の事業者が締結する接続協定においても、事業者間協議において本論点整理を踏まえた設定が行われることが求められるとともに、仮に事業者間で協議が調わなかった場合に備え、総務大臣に対して裁定申請がなされた場合は、「着信ボトルネック」が存在する接続形態については着信事業者に料金設定権を認めないと裁定する旨の裁定方針を定めるべきではないか。
- 現状、問題となっている加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権を移行する具体的な時期については、多くの加入電話利用者が、誰がユーザ料金を設定しているのかわかりにくい構造の下、高止まりしているユーザ料金の支払いを長年強いられている現状を踏まえれば、IP網への移行を待つことなく、できるだけ速やかに料金設定権を発信側に移すことが必要ではないか。

背景 音声通信に係る接続ルール

論点1 IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料

論点2 その他の音声通信網に係る接続ルール上の課題

- (1) 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
- (2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

ア 一部答申で提示した現状課題

- 一部答申においては、IP網への移行後の音声通信網において、どのような接続料規制を採用すべきかという点について、「中間とりまとめ」との位置づけでとりまとめを行い、その中で、現状課題として「ユーザ料金の低廉化」及び「事業者間の公平性の確保」という2つの課題を提示し、これら課題への対応のために着信接続料規制について検討を進めることとしていた。
- 制度設計については一部答申後の検討に委ねられていたところ、今般、具体的な制度設計を進めるに当たり、一部答申の取りまとめに際して実施した意見募集において、規制導入に際して現状分析や導入時の影響の検討をしっかりと行うべきとの意見が少なからず寄せられたことも受けて、改めて具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、検討を行うべきではないか。

「ユーザ料金低廉化」について

- 音声接続料とユーザ料金との関係性についての考え方。

<主な意見>

- 音声接続料がコストに占める割合は小さく、その水準の変動がユーザ料金に直結するものではない。

委員限り

- 市場の競争環境等も踏まえ、総合的な判断でユーザ料金を設定している。

委員限り

- 音声通話は、通話定額サービス等が競争の主軸となっており、ユーザの実質負担額は大きく低減している。

委員限り

「ユーザ料金低廉化」について

- 音声接続料とユーザ料金との関係性についての考え方。

<主な意見>

- 接続料低廉化に資するような設備効率化等の取組を実施している。

委員限り

携帯電話事業者3社の音声伝送役務収支

委員限り



「ユーザ料金低廉化」について

- 音声接続料とユーザ料金との関係性についての考え方。

<主な意見>

- **より安価に良質なサービスを提供するには、接続料を下げるだけでなく、市場競争の促進が重要。**
 - より安価に良質なサービスを提供するには、接続料を下げるだけでは駄目で、いかに市場競争を促進するかが大事だと改めて認識した。【佐藤主査代理】
- **「ユーザ料金低廉化のために着信接続料低廉化を図る」ということのロジックが明確でないのではないか。**
 - 「ユーザ料金低廉化のための方策として着信接続料の低廉化を図ることが必要と考えられる」とあるが、この部分のロジックが明確ではないのではないか。【高橋委員】
- **因果関係について意見が分かれた状態でユーザ料金低廉化のために着信接続料を規制することは健全ではない。**
 - 因果関係の有無について意見が分かれたままユーザ料金低廉化のために着信接続料を規制することは、論理が不消化で健全ではない。【山下委員】
- **仮に通話料の定額制プランが競争の主軸であるとしても、従量料金を見直す必要がないという根拠にはならない。**
 - 仮に通話料の定額制プランが競争の主軸であるとしても、定額制プランが30秒20円の従量料金を判断基準として選択されているということを考えると、従量料金を見直す必要がないという根拠にはならない。【関口委員】

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

イ「ユーザ料金の低廉化」についての検討

- 一部答申では、第一の課題として、特に、ユーザ料金水準の国際比較等から、日本の携帯電話のユーザ料金水準が高止まりしており、特に従量制の通話料金水準は3分120円のまま10年以上値下がりしていないという課題を提示した。
- この点について検証するため、一部答申のとりまとめ後、携帯電話の通話に係るユーザ料金の設定について携帯電話事業者各社から具体的なデータの提出を求めつつヒアリングを行ったところ、ユーザ料金全体に占める着信接続料支払額の割合は小さく、また、携帯電話事業者は、他事業者に支払う着信接続料のみではなく、市場の競争環境等も踏まえ、総合的な判断でユーザ料金を設定しているとの説明があった。また、このため、着信接続料の低廉化は必ずしも携帯電話の通話に係るユーザ料金の低廉化に直結しないとの主張がなされた。
- 携帯電話事業者がユーザ料金を設定する上で着信接続料が一つのコスト要因となっていることは間違いなく、その意味では、着信接続料が低廉化すれば、ユーザ料金の低廉化に影響を与える一つの要素とはなり得る。一方、上記の議論を踏まえれば、着信接続料がユーザ料金に与える影響は限定的であり、「着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる」と説明することは困難ではないか。
- むしろ、上記のヒアリングの結果、着信接続料支払額等のネットワーク費用以外の要素(営業費、管理費等や利益が含まれると考えられる)が大きな割合を占めており、固定電話と携帯電話の接続料が近い水準にある一方で、両電話の従量制ユーザ料金に大きな格差が生じていること(例えば、メタルIP電話は3分8.5円予定であるのに対して、携帯電話は現在概ね3分120円。)については指摘する必要がある。これは、携帯電話市場(特に音声通信分野)において競争が十分に機能していないことに原因がある可能性が高い。この点については、音声卸役務の適正化など、PSTNのIP網への移行を契機とした接続ルールの在り方としての議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めていくことが適当ではないか。
- なお、ユーザ料金の低廉化については、携帯電話のユーザ料金ではないが視点2(1)の料金設定権に係る課題を解決することにより、加入電話発携帯電話着の通話料金は大きく低廉化を図ることができ、政策的効果はこちらの方が期待できるのではないか。

「事業者間の公平性の確保」について

- ・「事業者間の公平性の確保」と着信接続料規制導入についての考え方。

<主な意見>

- **着信接続料規制の導入は、事業者間協議の不調解消に資する可能性がある。**
 - ・ 着信接続料について、事業者間協議が調わない場合には接続料の高止まり等を是正するためのルールを設けることが適当。【NTT東日本・西日本】
 - ・ 固定通信事業者間において、非規制事業者も一律に順守する何らかの規律を導入することは、事業者間協議の難航に対する解消手段になり得るものとする。【ソフトバンク】
 - ・ 着信接続料規制の導入により、全事業者が一律に順守すべき規律を導入することにより、難航する協議について合意を促進する可能性はあると考える。【楽天モバイル】
- **着信接続料規制を導入する場合は、全事業者が一律に順守すべきルールとすべき。**
 - ・ 着信接続料についてのルールは、携帯・固定問わず全事業者に適用することが必要。【NTT東日本・西日本】
 - ・ 仮に着信接続料規制を導入する場合は、着信事業者の市場支配力は全てのネットワークで共通であり、一種指定事業者、二種指定事業者等の特定事業者のみへの規制は合理的でなく、「全事業者一律の規制」とすべき。【NTTドコモ】
 - ・ 仮に着信接続料規制を導入する場合は、今後、事業者間の協議難航も発生しないとは限らないので、セーフティネット面(制度面)における事業者間の公平性確保の観点から、全事業者とも適用しておくことが望ましい。【オプテージ】
- **市場支配力を有する事業者には、従前どおりの規制が引き続き適用されるべき。**
 - ・ NTT東日本・西日本については固定市場において圧倒的な市場シェアを有していることから、引き続き指定電気通信設備制度に基づく接続料規制が適用されるべき。【KDDI】
 - ・ IP網移行後も市場支配力について変化はないことから、仮に着信接続料規制を導入するとした場合、その対象は市場支配力をもつ事業者に限定すべき。【楽天モバイル】

「事業者間の公平性の確保」について

- 「事業者間の公平性の確保」と着信接続料規制導入についての考え方。

<主な意見>

- **着信接続料規制を導入する場合、適切なコスト回収が可能な実際費用方式が望ましい。**
 - 接続にかかるコストを回収可能な接続料を設定できることが必要。加えて、縮小し続ける音声市場において、複雑な算定方式を導入することは規制コストの観点から避けるべき。以上から、原則は実際費用方式が望ましい。【KDDI】
 - 事業者間の公平性の観点や、特にモバイル通信においては5G等の大規模設備投資が今後も継続的に発生することを踏まえると、適正なコスト回収が担保されている実際費用方式が基本と考える。【ソフトバンク】
- **着信接続料規制を導入する場合、pure LRIC方式は不適切。**
 - pure LRIC方式は、自網内呼と発信呼間とのコスト負担の公平性の観点から不適切であり、自網内呼や発信呼により全共通コストを負担することから利用者料金低廉化の妨げとなるリスクもある。モデル検討や算定に係る多大な運用コストに比して得られる効果は限定的と想定されることから導入すべきではない。【ソフトバンク】
- **着信接続料規制を導入する場合、個別の接続料算定が難しい事業者においては、指定事業者が算定した接続料をベンチマークとすることも考えられる。**
 - 接続料算定にかかる負荷軽減の観点から、実際費用方式を用いて接続料を算定する代わりに、NTT東日本・西日本と同水準の接続料を設定することや上限値を設定するといったことも選択肢として検討すべき。【KDDI】
 - 実際費用方式で算定することが困難な事業者は、指定事業者が算定した接続料をベンチマークとして代用することが考えられる。【ソフトバンク】
 - 接続会計が未整備で、個別の接続料算定が難しい事業者においては、LRIC方式のような透明性、適正性を確保できる算定方式により算定された数字をベンチマークとする方法も考えられる。【オプテージ】

「事業者間の公平性の確保」について

- 「事業者間の公平性の確保」と着信接続料規制導入についての考え方。

<主な意見>

- **仮に着信接続料規制を導入する場合、多大な規制コストを要しないようにすべき。**
 - 仮に着信接続料規制を導入する場合は、音声市場が継続的に縮小する中、ニューノーマルにおける働き方改革を進める上で、人員の確保・維持が困難な状況も踏まえた簡便な算定方式等を検討すべき。【NTTドコモ】
 - 仮に着信接続料規制を固定/携帯事業者に導入するということになれば、多大な規制コストやリソースをかけないよう一定の配慮が必要。規制事業者のように、接続会計を整備していない当社にとっては、そこまで算定コストをかけてまで導入することに有意があるとは感じていない。また、接続料に係る手続きも長期に渡る可能性も否定できず、相当の業務負荷が想定され、ひいては既往のサービス提供についても影響が及び、利用者利益を損なう可能性があるため、特に中小規模事業者に過度の負担とならない算定方式が着信接続料規制導入の大前提。【オプテージ】
 - 仮に着信接続料規制を導入するとした場合、算定準備や運用に伴う時間やコストの増加が懸念されることから、特に中小事業者、新規参入事業者においては算定に多大なコストを要しないよう、またコストを要した場合は着信接続料に含まれるよう考慮いただきたい。【楽天モバイル】

「事業者間の公平性の確保」について

- 「事業者間の公平性の確保」と着信接続料規制導入についての考え方。

<主な意見>

- **着信接続料は、事業者間協議を通じた合意形成が基本。**
 - 着信接続料については、事業者間協議を通じた合意形成を基本とする。【NTT東日本・西日本】
 - 事業者間協議で意見の一致を見ていない例があるが、協議に都度誠意をもって対応しており、今後とも真摯に対応していく。【KDDI】
 - 当社の場合、総務省「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等に基づき、事業者間で協議が円滑に行われている。【オプテージ】
- **接続料制度の変更が必要なほどの事業者間の協議難航は起きていない。**
 - 仮に全事業者の接続料金額が一意に確定するような制度変更を行えば事業者間協議は不要になるが、現状、接続料制度の変更が必要なほど業界が混乱しているとは考えていない。【KDDI】
 - 現在、着信ボトルネックに起因した問題は生じていないので、着信接続料規制による対称規制が必ず導入されなければならないという問題意識はない。【オプテージ】
 - モバイル市場においては、新たな規制を導入することにより解決を図るべき課題はない。【NTTドコモ】
 - モバイル通信事業においては、現状協議が難航している事実はない。【ソフトバンク】

「事業者間の公平性の確保」について

- ・「事業者間の公平性の確保」と着信接続料規制導入についての考え方。

<主な意見>

- **必ずしも統一的な規制を導入すれば事業者間の公平性が担保されるとは限らない。**
 - ・ 統一的なルールなり統一的な料金を設けることで、公平性が担保されるのか。貰いが多い会社と、貰いが少ない会社では、何をもって公平と思うかも違ふし、それ以外の考え方についても必ずしも規制を導入すると公平になるとは限らないのではないか。【山下委員】
- **着信ボトルネックに起因して接続料に過度な利潤が乗っている可能性があり、本来であれば、その格差の要因が合理的な理由によるものか見る必要がある。それが難しいので統一的ルールが必要になったと理解。**
 - ・ NTT東日本・西日本の資料から理解したことは、接続料に格差があるというのは事実ということ。NTT東日本・西日本の主張としては、着信ボトルネックに起因して過度な利潤が乗っている可能性があるということだと思ふ。本来であれば、その格差の要因が合理的な理由によるものかを見る必要があるが、十分なデータもなく、それを検証することが難しいので、何らかの統一的なルールが必要ということになったと理解している。【佐藤主査代理】
- **現状の事業者間の不公平の背景には、加入電話とひかり電話の接続料格差にあり、IP網移行は、その見直しの一つのきっかけとなる。**
 - ・ 現状の事業者間協議の不調は、加入電話とひかり電話で接続料格差があり、双方の事業者が自分に有利な方を主張することが背景にあると思ふ。IP網移行に伴い、メタルIP電話とひかり電話の設備区別がなくなることから、見直しの一つの機運が来ているのではないかと思ふ。【関口委員】[再掲]

- 着信接続料規制を導入する場合、その規制方法には様々な選択肢が考えられる(※1)が、一例として、着信接続料を設定する全事業者に一律に実績原価方式による接続料算定を求めることを原則とする場合、電気通信事業法の改正等を行い、毎年度、20社程度の該当事業者(※2)に係る対応を行う必要が生じる。

〈一律に実績原価方式による接続料算定を求めることを原則とする着信接続料規制を導入する場合の想定手続き(※3)〉

- 着信接続料規制を規定するために、電気通信事業法を改正する。
- 接続会計の整理方法、またこれに基づく接続料の算定方法等について基準を策定し、その届出・公表等に係る手続きとともに、省令等に規定する(※4)。
- 上記の接続料算定を行わない事業者のために、接続料のベンチマーク値を定め、告示する。
- 20社程度の規制対象事業者について、審議会での審議・答申を経て、告示による指定する必要が生じる可能性あり。
- 毎年度、20社程度から届け出られる接続料の報告等を受理し、接続会計に基づき算定された接続料については、必要に応じてヒアリング等も実施の上、その適正性を検証する。

※1 例えば全事業者へのLRIC方式の適用やベンチマーク方式の適用等、規制方法によっては例示の方法から一定程度の規制コストの低減を図れる可能性はあるが、20社程度の事業者を対象とした対応が必要である点は変わらない。なお、ビル&キープ方式については後述。

※2 現時点で、音声伝送役務について着信接続料を設定している事業者は、次の22社。

株式会社アイ・ピー・エス、アルテリア・ネットワークス株式会社、株式会社STNet、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、株式会社QTnet、株式会社オプテージ、KDDI株式会社、株式会社コムスクエア、Coltテクノロジーサービス株式会社、株式会社三通、ZIP Telecom株式会社、株式会社ジュピターテレコム、ソフトバンク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ハイスタンダード、東日本電信電話株式会社、株式会社メディアアドベンチャー、楽天モバイル株式会社
(総務省調査より)

※3 20社程度の規制対象事業者においても、省令に基づき接続会計を整理するため、事業者内の実情に合わせた具体の手順を新たに定めるとともに、必要に応じてデータ取得のためのシステム改修を行う必要がある。また、毎年度、接続会計を整理し、算定した接続料の総務省への届出・公表を行う必要がある。

※4 ベンチマーク値の使用ではなく接続会計に基づく接続料算定を希望する事業者が算定を行えるように、仮に空振りであっても規定する必要がある。

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

ウ 「事業者間の公平性の確保」についての検討

- 一部答申では、着信接続料の設定における「事業者間の公平性の確保」という課題についても提示した。具体的に生じている問題として、一種指定事業者であるNTT東日本・西日本から、一部の固定事業者との間で、交渉により接続料の高止まりを抑制することが難しく、価格交渉が成立しない事例がある旨の主張がなされた。他方、その他の中小の固定系・非指定事業者においては、接続協議の結果、発信網ミラーによる接続料設定に合意している例が少なくない。
- 現に事業者間で問題となっている個別の事案について判断することは困難だが、一般論として、各事業者のネットワークは規模や提供エリア、技術方式、品質、設備構成等において差異があり、例えば規模の経済の原理による効果等が働くことから、同一の算定の考え方(例えば、適正原価・適正利潤の考え方)に基づき算定された接続料に差異が生じたとしても、そのこと自体は自然なことと考えられるのではないか。
- このため、適正原価・適正利潤の考え方に基づき算定された接続料であることを前提とするのであれば一種指定事業者であるNTT東日本・西日本のネットワークの着信接続料に比べて、その他の事業者の設定する着信接続料が高かったとしても、そのことだけをもって直ちに問題とは言えないのではないか。
- また、発信網ミラーによる接続料設定に合意している中小の固定系・非指定事業者が少なくないとしても、接続料算定の煩雑さを忌避するため等の経営判断の中で行われている可能性があり、全ての事業者に対して、他の事業者と横並びで発信網ミラーに応じることが求められるものではないのではないか。

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

ウ 「事業者間の公平性の確保」についての検討(続き)

- 他方、独自に着信接続料を設定する一部の固定事業者が、仮に、新しい技術の導入やネットワークの効率化等を進めているにもかかわらず、着信接続料設定の際にこれらを考慮せずに、着信接続料を長年にわたり高止まりさせ続けているとすれば、それは着信接続料を引き下げようとするインセンティブが働きにくいという「着信ボトルネック」に原因がある可能性も考えられるのではないかと。
- 接続料は、事業者間の協議により定めることが基本であるが、協議の円滑化を促す観点から、総務省において2018年1月16日に「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を定め、その中で、協議が調わない場合には、まずは能率的な経営の下における適正原価・適正利潤の考え方に基づき算定するとの考え方が示されている。こうした方針を参考としつつ事業者間における真剣・真摯な協議を経てもなお、着信接続料を設定する事業者において不当に高額な接続料の設定が継続している例があるならば、是正を図るための方策について検討する必要があると考えられるのではないかと。
- その上で、音声通信網全体を見ると、確かに上述の一部の固定事業者に関して問題が提起されている一方で、他の多くの事業者においては、着信接続料に係る規制を受けていないものの、問題が生じているという状況にはない。すなわち、事業者間協議を基本とする現行ルールの下で、着信接続料の設定に係る問題が音声通信網全体に広く顕在化している状況にあるとは言えないのではないかと。
- また、上述の一部の固定事業者に係る問題についても、上記「方針」を定めて以降も、真剣・真摯な協議が行われてはいない模様である。

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

エ 二つの課題についての検討を踏まえた着信接続料に係る規律の在り方

- 前述した「ユーザ料金の低廉化」及び「事業者間の公平性の確保」という二つの課題についての検討結果と、仮に着信接続料規制を導入した場合の規制コストを考えた場合、次のように考えられないか。
 - ① 着信接続料規制を導入する場合、多くの事業者については、現時点で問題が発生しておらず、また、PSTNのIP化に伴って新たな問題が発生するとも考えられないにもかかわらず、新たに規制を受けることになるのではないか。
 - ② 着信接続料規制を導入する場合、今後、大きな市場拡大が期待されない音声通信分野について、規制対応に係る行政及び関係する全ての事業者課されるコストに比べて、得られる効果は個別の事業者間における問題の解消に留まり、社会全体への明確な効果を期待できないのではないか。
- これらの点を考慮した上で、着信接続料規制の導入によるコストベネフィット、その是非についてどのように考えるか。
- また、現に個別の事業者間で生じている問題があるのだとすれば、どのように考えるべきか。
- 具体的には、個別の協議について、原則に従い、まずは、当事者において協議が調うように努力することが求められるのではないか。総務省では、2012年に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定しており、その中で、事業者間で十分な合意が成立しない場合には、算定根拠に係る情報の開示が望ましい旨指摘している。関係事業者においては、同ガイドラインに照らし、問題解決に向けて真剣・真摯に協議(必要な情報開示を含む。)を行うことが求められるのではないか。
- また、こうした努力にもかかわらず、仮に双方の合意が得られない場合には、総務大臣の裁定や電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁を申請すること等も可能であり、これらの紛争解決に係る枠組みを活用することも考えられるのではないか。
- 総務省では、前述のとおり、2018年に「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定している。

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

エ 二つの課題についての検討を踏まえた着信接続料に係る規律の在り方(続き)

- 仮に、現時点では着信接続料規制の導入が適当ではないとしても、「着信ボトルネック」に起因して不当に高額な接続料の設定が行われ得るという構造が存在することを踏まえれば、その解決が基本的に事業者間協議や紛争処理スキームに依るとしても、今後も、公正な競争を促進し、利用者利益を確保する観点から、着信接続料の設定について、「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要ではないか。
- そのため、総務省において、必要に応じて各事業者の着信接続料の設定状況について確認を行うとともに、問題が長期化している等の状況から必要と思われる個別の事業者間協議の進捗状況(「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に沿った対応状況を含む。)について確認を行うことが適当ではないか。その上で、問題の状況次第では、必要に応じて検討の場を設け、改めて、規制コストとそれによる政策効果も見極めつつ、着信接続料の適正化を図るための規制の導入の可能性も含め、必要な対応を検討することが適当ではないか。

接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針

平成30年1月16日
総務省

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（以下「金額」という。）について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額[※]については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。

※ 認可された接続料等を除く。

2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。

3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

（注）卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

ビル&キープ方式

- 接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することについての考え方。

<主な意見>

- **接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することが望ましい。**
 - ビル&キープ方式では、自網コストはすべて自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地がなく、効率化インセンティブが強く働く。【NTT東日本・西日本】
 - 接続料の算定や接続料を精算するためのシステム、請求・照合等に係る規制・運用コストが不要となること等から、ビル&キープ方式が望ましい。【NTT東日本・西日本】
 - ビル&キープ方式を推進することで、接続料負担を考慮しない柔軟な料金設定が可能となる。【NTTドコモ】
 - 事業者間の音声接続料水準の格差解消に繋がり、公平性確保に資する。【NTTドコモ】
- **接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することは時期尚早。**
 - 算定方法を簡便にする観点ではビル&キープ方式も考えられるが、収支面で大きな影響を受ける事業者もいることから、導入は時期尚早と考える。【KDDI】
 - ビル&キープ方式は、将来的に音声トラヒックが大幅に減少していった場合は検討余地があるものの、現時点においては事業影響が多大であることや、適正なコスト回収という基本的な考えに沿わない方式であることから、導入には反対。【ソフトバンク】

ビル&キープ方式

- 接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することについての考え方。

<主な意見>

- **接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することは時期尚早。**
 - 固定電話と携帯電話では設備構成が異なり、そのためネットワークコストが異なる。接続料算定が無駄というところまで行き着けばあり得るかもしれないが、特に指定事業者について、現状の接続料は、コストに適正利潤を加えたものとされているため、接続料規制として全事業者にビル&キープ方式を導入することは難しいのではないか。【相田主査】

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

オ ビル&キープ方式についての考察

- 「着信ボトルネック」に起因する問題に関する議論の中で、一部の事業者から、いわゆるビル&キープ方式の導入について提案があった。同方式は事業者間で接続料精算を一切行わないものであり、提案事業者からは、利用者のコミュニケーション手段としての音声通話サービスの位置づけが、通話アプリやメッセージアプリによって大きく変化するなど、音声通話市場を取り巻く環境変化が生じている中、規制・算定・精算コストの抑制、自網効率化インセンティブの増大、定額制料金を含む柔軟なユーザ料金設定を行いやすくなる等の効果が期待される旨説明されている。
- 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、例えば、携帯電話事業者間においては、現行制度の下でも互いに接続料精算を行わないこと(特定の事業者間のみでビル&キープ方式をとること)が可能である。ビル&キープ方式を希望する事業者においては、他事業者に対して協議を申し入れ、その理解を得る努力を行うことが大前提となるのではないか。
- 現時点においては、提案事業者の一部は、このような精算方式について他事業者との協議を開始したと説明しているが、他事業者からは、当該協議が十分進んでいるとは言えない旨の説明があるとともに、将来的な導入可能性については否定しないものの、現時点では導入に否定的な意見が示された。このような状況から見ても、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要ではないか。
- 上記のとおり、事業者間協議の努力がなされることが基本であるが、事業者間で相互にやりとりされるトラフィック量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定される。事業者間協議は、こうした点も踏まえて行う必要があると考えられるのではないか。
- その上で、例えば、仮に将来的に音声トラフィック量が大きく減少し、ビル&キープ方式の導入による接続料の算定・精算コストの抑制幅が、同方式導入による収支への影響を上回るような状況となれば、事業者間協議の進展を期待し得ると考えられるのではないか。

(2)着信事業者が設定する接続料に関する課題

オ ビル&キープ方式についての考察(続き)

- また、事業者だけではなく、国民利用者への配慮も必要ではないか。ビル&キープ方式では、着信側事業者は通話着信に係る費用を自社の利用者から回収するため、電話利用者は新たに着信に係る費用も負担することとなり、例えば、電話利用者に対して着信通話料が課されること等も想定される。これは、通話の便益は発信者が受けており、発信者が通話に係るエンド-エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものではないか。
- したがって、ビル&キープ方式を希望する事業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にとどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体の料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要ではないか。
- こうした課題が解消し、将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&キープ方式の導入に当たって必要な制度的対応について検討する余地はあるのではないか。